

業務名称：ベトナム地方都市の若手リーダーに対する研修プロジェクト：研修運営管理業務

(公告/公示日：2022年9月7日/調達管理番号：22a00585) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

No.	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 15	5. (5) ② 研修参加者 (予定)	研修参加者は5通りとされているが、各研修に5通りの参加者が混在して参加するのか、同じステータスの参加者が重なって参加するのか。	各研修について、5通りの役職の参加者が混在して参加予定です。但し、参加者間での忌憚のない議論が確保できるよう、各研修の参加者の役職のレベルは可能な限り同一にする予定です。
2	P. 16	事前学習教材	JICA-VANIによるマルチメディア教材「日本の公務員制度」の視聴とあるが、JICA関係者からも、研修員がアクセスしにくく、全員が自分たちで視聴するには困難があるとの指摘もあるが、事前ではなく、プログラムの中での視聴も可能か。	可能です。
3	P. 16	研修内容 ウ) 日本の理解に向けた講義ほか	左記に関して、もし受託先が企画・調整・連絡を行った場合の件数費、あるいは自治体連携に関する企画に受託先が行った場合の件数費は再委託先との交渉によるのか、それともその分の件数費はP. 34の業務の対価にそれを組み込んだ形で件数費をご提案するのか。	研修内容 ウ) 日本の理解に向けた講義ほか、に関して、受託先が企画・調整・連絡を行った場合の件数費は、業務の対価に含めてください。
4	P. 18	(10) 研修アドバイザー業務委託	研修アドバイザーとの契約にあたり、契約、支払条件等は受託先と直接の協議で決定してよいか。	委託について「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を準用することを予定しています。業務の性質上、上記ガイドラインに沿わない事項については都度発注者と受注者で協議することとします。
5	P24 P25	7. 業務実施体制及び業務量 (1) 業務量 (4) 第三者への委託を想定する業務内容について	業務量目途は1,140人日とあるが、研修アドバイザー業務委託(想定業務量120人日)及び第三者への委託(イ)自治体連携・調整(想定業務量420人日)は含まれない、という理解で良いか。また、研修アドバイザー業務委託及び自治体連携・調整の業務量は委託内容によって調整や変更が可能か。	ご理解の通り、1,140人日には、研修アドバイザー及び第三者委託(自治体連携・調整)の想定業務量は含まれません。また、研修アドバイザー業務委託及び自治体連携・調整の業務量は、定額計上金額を上限として、委託内容によって調整や変更が可能です。
6	P. 25	(4) イ) 自治体連携・調整	「研修アドバイザー候補者は、JICA より提示し、想定業務量は 120 人日とする。」とあり、再委託先としての「イ) 自治体連携・調整」については業務量と業務内容のみ記載がある。「イ) 自治体連携・調整」は受注者が選定するのか。また、本業務を行うのは(複数の)個人か法人のいずれかを想定しているのか。	「イ) 自治体連携・調整」は受注者が選定してください。業務形態は(複数の)個人でも法人でもいずれでも構いません。
7	P. 25	(4) イ) 自治体連携・調整	本再委託者から取り付けるべき報告書、日報等があればご教示いただきたい。また、ベトナムでのセミナーについて、講義内容、講師調整など支援要請して構わないか。	再委託契約は受注者と再委託先で締結するものであり、機構との関係で再委託先に求める報告書、その他提出物はありません。本委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を準用しますので、同ガイドラインに沿って、受注者が、再委託先との契約の中で、業務の進捗確認、遂行に必要と考えられる成果品・報告等を定めてください。また、現地セミナーについて、講義内容への助言や講師調整に係る支援を要請して構いません。
8	P. 28	経費支払方法	研修終了後30日以内に経費精算報告書の提出とあるが、研修以外の合同調整委員会、フォローアップセミナーの実施と併せて年度毎、四半期毎のようにまとめて報告、請求することは可能か。	原案の通り、研修終了後30日以内に提出いただく研修実施報告書及び精算報告書を以て都度経費をお支払いいたします。
9	P34 P35	直接経費	表に記載がないが積算が必要と思われる費用項目がある場合、追加して積算しても良いか。その場合、追加で積算した費用については価格競争の対象となるか。	追加積算は可能ですが、同費用については価格競争の対象となります。